

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 7 月 5 日(水)午前 9 時 00 分から午前 10 時 00 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番	有賀 勝英
会長職務代理者	2 番	宮原 光平
委員	3 番	原 美子
	4 番	宮澤 依子
	5 番	中村 良治
	6 番	小島 敏雄
	7 番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項

(1) 専決事項について

6 月許可決定の 4 条 1 件については、長野県農業会議から 6 月 15 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2) 農地法第 4 条の規定による農地を農業用施設に供することの提出

(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記	役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

今日は、終了後も作業ということでお願いしたいと思います。総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

どうも、あらためておはようございます。お忙しいところ、また台風が去った後お仕事のなかいろいろされている方もいると思いますけれど。昨日、上伊那農業委員会の定期総会が開かれまして、私と代理、原委員、中畑次長が出席しまして、その中で原さんが辰野町の農業委員会はエゴマを今年から栽培しているということで発表があったんですけど、皆さんえっと驚いていたようです。よくやるねえというようなお話もございました。私ども初めてであって、どうなるか分かりませんが、結果を知らせてほしいというお話もございましたので、古村さんを中心にご足労いただいているんですけど、いい報告ができるように皆さんで協力をお願いしたいと思います。昨日のなかでは農業者年金、全国農業新聞の購読を広げていただきたいというようなお話がございましたので、逐次農業新聞をとっていない方は是非協力のほうをよろしくお願いいたします。引き落としについては、各金融機関でよろしいということですので、それも踏まえてよろしくお願いいたします。以上簡単ではございますがよろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

5番の中村委員さんと6番の小島委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3 番朗読】

< 中畑事務局次長 >

1 番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。沢底の案件でございます。辰野町大字沢底・・・番地にお住まいのAさん所有の大字沢底・・・番地、地目は畑、面積 308 m²を、辰野町大字沢底・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 34 ไร่で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、古村推進委員、小島委員から意見書をいただいております。

< 有賀会長 >

それでは古村委員さんお願いします。

< 古村推進委員 >

それでは説明いたします。6月3日に小島委員と確認しました。境界杭を確認しましたところ入っております、土手もきちんとしておりました。そこの上側に入っていくわけですが、整備されていて問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

< 有賀会長 >

ありがとうございました。これに対して何かご質問がございましたら、よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

< 中畑事務局次長 >

2 番 3 番は、共通しますのであわせてご説明させていただきます。土地を等価交換することによって、ご自宅の近くに農地を集積し効率的に利用したい計画です。

2 番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。小野の案件でございます。辰野町大字小野・・・番地にお住まいのCさん所有の大字小野・・・番、地目は畑、面積 462 m²および大字小野・・・番、地目は畑、面積 694 m²、を、辰野町大字小野・・・番地にお住まいのDさんが取得するものです。

続いて3番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の表をご覧ください。辰野町大字小野・・・番地にお住まいのDさん所有の、大字小野・・・番、地目は畑、面積290㎡を、辰野町大字小野・・・番地にお住まいのCさんが取得するものです。

この2件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は44㎡及び28㎡で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは中村委員さんお願いします。

<中村委員>

説明いたします。6月16日に現地を中村推進委員さんと確認いたしました。土地を交換することによってお互いが自分の家の近くに農地を集めるということで効率化を図られるということが目的であります。(場所の説明)の1筆につきましては、山林に囲まれたところでありまして、杭は見当たりませんでしたけれど隣がDさんの所有ということでありまして何の問題もないということであります。あとの2筆につきましては地籍調査済で境界がはっきりしておりますので、問題はないかと思っております。以上です。

<有賀会長>

この件についてご質問がございましたら、よろしいですかね。では挙手でお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、地図は2枚目の裏をご覧ください。上辰野の案件でございます。辰野町大字辰野・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字辰野・・・番、地目は畑、面積636㎡に、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。申請者は高齢となったため太陽光発電施設を設置し土地の有効活用を図りたい計画であります。

申請人は申請地横の大字辰野・・・番にて、太陽光発電施設設置を計画し、平成29年2月8日農地法4条の許可を得ましたが、事情により計画を断念しておりました。今回は設置場所を変更し、新たに申請するものです。

申請地は山林及び宅地に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは栗林さんお願いします。

<栗林推進委員>

6 月 19 日に宮原代理と私と現地を確認しております。地図で見ていただくと山のほうに向かって道路が書いてありますけれど、もともと 1 筆の土地でありまして畑の中を農道みたいに使用しているということでここに絵が書いてあります。2 月に農業委員会で同じこの土地の地図でいうと右側の部分を 4 条ということで発電設備をしたわけですが、近隣の方から家の近くに発電設備は非常に迷惑だということで反対があったようです。それで A さんも地元ですので場所を同じ畑の中で更に分筆して山側へもって行って再度申請したということでもあります。あらたに分筆ということで杭もあらたに打った場所もありますし、全体としては A さん本人の土地の中を分けただけですので、特に問題ないということでもあります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

<有賀会長>

太陽光については隣接の方の承諾もいただかないとトラブルがありますけれど、そういうことがありましたら地元の了解を得てすすめていければ問題ないかと思います。この件について何かご質問がございましたら。

<中村委員>

分筆ただけで周囲の了解は得られそうですか？

<栗林推進委員>

本人に確認したところ、今回は反対があってもやるって言っていました。またこの農業委員会で更に違うところというわけにはいかないの、そういう確認はとってあります。

<有賀会長>

まあ、そういう問題も結構でできますけれど、話し合いができていれば一番いいんですけど。ほかに何かありますか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6 番朗読】

< 中畑事務局次長 >

1 番、所有権の移転でございます。地図は 3 枚目の表をご覧ください。

愛知県瀬戸市山手町・・・番地にお住まいの A さん及び、東京墨田区京島・・・番にお住まいの B さん及び、千葉県浦安市美浜・・・番にお住まいの C さん及び、松本市大字和田・・・番地にお住まいの D さんが共同で所有いたします、大字伊那富字宮下・・・番、地目は畑、面積 4.71 m²を、大字伊那富・・・番地にお住まいの E さんが譲り受け、住宅敷地を拡張するための申請であります。

譲受人は、申請地隣接にご自宅がありますが、このたび境界の確定を行った結果、境界に誤りがあったことから申請地を無償で譲り受けたい計画であります。

申請地は住宅に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

< 有賀会長 >

それでは宮澤委員お願いします。

< 宮澤委員 >

はい、それでは報告いたします。6 月 23 日に有賀会長と 2 人で見てまいりました。既に工事が終わった後で、L 字のコンクリートの境が入っていて、どうにもならないという状況になっていてそこが何か工事のミスでこのようなことになったということです。もう境もはっきりしていますし、仕方がないでしょうということでよろしくお願いします。

< 有賀会長 >

ありがとうございました。この件についてご質問ございましたら。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

< 中畑事務局次長 >

2 番、使用貸借権の設定でございます。地図は 3 枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの F さん所有の、大字伊那富字大原・・・番、地目は畑、面積 349 m²を、塩尻市大字広丘吉田・・・番地にお住まいの G さんが使用貸借し、住宅を新築するための申請であります。

貸付人と借受人は親子であり、借受人は現在、町外のアパートに居住しておりますが、家族が増えたため将来を考え、ご実家の土地へ住宅を新築したい計画であります。

申請地は特定土地改良事業施工区域内であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、集落接続により許可はやむを得ないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが。平成29年3月9日付けで農振除外の公告が済んでおります。また、西部辰野土地改良区の意見書も添付されておりました。また、こちらは第1種農地における転用の申請でありますので長野県農業ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮澤委員お願いします。

<宮澤委員>

報告いたします。(場所の説明)で、前回農振の時に確認した場所なので、境とか全部確認済みで今回も15日に確認に行ってみましたが、問題ないということですのでよろしくお願いします。

<有賀会長>

この辺はほとんど住宅地になってきましたので、問題ないかということで許可しましたのでご審議の程お願いします。この件について何かご質問ございましたら、よろしいですか？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計2件、4筆、面積は4,716㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がありましたら、なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)専決事項ということでお願いしたいと思います。6月許可決定の4条1件については、長野県農業会議から6月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

続けて、(2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出であります。農業用倉庫の設置ということで1件、議案書のとおりでございます。地図を4枚目の表に添付してありますのであわせてご確認ください。こちらは、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

最後に、(3)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約であります。1件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

ではその他お願いします。

その他

○農地パトロールについて

期間:9月4日(月)~15日(金)

遊休農地の実態把握と無断転用の早期発見、転用許可後の利用状況確認

調査員:農業委員、推進委員、協力員、産業振興課職員

遊休農地と判断した農地に関しては写真を撮り、調査票に記入。

今後の日程:

7月21日(金)までに「日程・協力員の報告書」提出

8月3日(木)午後2時30分~(農業委員会総会終了後)役場第6会議室

打合せ会議(農業委員、推進委員、協力員)

パトロール時に使用する調査表、地図を配布

○北部3町村農業委員会総会研修会について

10月4日(水)午後2時から(予定)

場所:大芝荘

○次回委員会開催日:8月3日(木) 午後1時00分から 役場2階第7・8会議室

○農業委員会の研修・視察について

旅行委員:小澤推進委員、漆戸推進委員、新村委員を中心に決めていく。
3年目に研修・視察旅行を行う方向で進めていく。

○暑気払いについて

8月下旬頃で計画(エゴマの葉を食べる)

(閉会)

<宮原職務代理>

本日は天候もよくて、エゴマの手入れもできます。大きな点は、今日は議題としてあがった旅行の件ですけれど、今回は見送ってということになりました。以上をもって総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印